

国官技第42号  
国官総第126号  
国営計第27号  
国総事第22号  
平成14年5月30日

港湾局 建設課長  
航空局 飛行場部 建設課長  
海上保安庁 総務部 主計課長  
筑波研究学園都市施設管理センター長  
各地方整備局 企画部長  
港湾空港部長  
営繕部長  
北海道開発局 事業振興部長  
港湾空港部長  
営繕部長  
沖縄総合事務局 開発建設部長  
各航空局 次長  
各航空交通管制部 次長

あて

大臣官房技術調査課長  
大臣官房公共事業調査室長  
大臣官房官庁営繕部営繕計画課長  
総合政策局事業総括調整官

## 公共建設工事における再生資源活用の当面の運用について

建設産業は、我が国の資源利用量の約40%を建設資材として消費する一方で産業廃棄物全体の最終処分量の30%程度を建設廃棄物として処分している。また、今後、住宅・社会資本の更新に伴い建設副産物の排出量が増大し、資源循環に占める建設産業の比率がより高くなることが予測される。このような状況から、我が国において環境への負荷の少ない循環型社会経済システムを構築するため、当面、建設副産物の再生利用の促進について公共建設工事が先導的役割を果たすことが望まれており、再生資源の利用及び建設副産物の再資源化施設等への搬出の推進に取り組む必要がある。また、これにより再資源化施設の立地促進が図られ、中長期的に経済性も向上するものと考えられる。

公共建設工事における再生資源の利用については、「再生資源の利用の促進について」（技術審議官又は港湾局建設課長、航空局飛行場部建設課長通達）に基づき実施することとしているが、当面、下記の運用を行うことにより、再生資源（なお、再生資源のうち再資源化施設等で製造された資材を以下「再生資材」という。）の利用及び再資源化施設を活用していくうえでの課題と対応策を明らかにすることとする。

なお、「公共建設工事における再生資源活用の当面の運用について（平成3年度）」（平成3年12月13日）建設省技調発第267号、建設省営計発第97号及び「公共建設工事における再生資源活用の当面の運用について（平成4年度）の運用について」（平成4年12月25日）建設省技調発第281号、建設省営計発第84号は廃止する。

## 記

国土交通省の発注する工事において、以下の運用を行うこととする。この場合、経済性にはかかわらず実施するものとする。

なお、下記の要件に該当しない建設工事においても可能な範囲で積極的に再生資源の利用及び再資源化施設の活用を図ることとする。また、再資源化施設の活用に際しては、所要の品質が確保される施設を活用することとする。

運用に当たっての実施要領は、別に定める。

### ( 1 ) 指定副産物の工事現場からの搬出

#### 1 ) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊の工事現場からの搬出

建設工事に伴い発生したコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊を廃棄物として工事現場から搬出する場合は、再資源化施設へ搬出する。

#### 2 ) 建設発生木材（伐木・除根材を含む）の工事現場からの搬出

建設工事に伴い発生した木材を廃棄物として工事現場から搬出する場合は、原則として再資源化施設へ搬出する。

ただし、工事現場から50キロメートルの範囲内に再資源化施設が無い場合、又は以下の及びの条件を共に満たす場合は、再資源化に代えて縮減（焼却）とすることができる。

工事現場から再資源化施設までその運搬に用いる車両が通行する道路が整備されていない場合

縮減をするために行う運搬に要する費用の額が再資源化施設までの運搬に要する費用の額より低い場合

#### 3 ) 建設発生土の工事現場からの搬出

工事現場から建設発生土が発生する場合は、原則として、50キロメートルの範囲内の他の工事現場（民間建設工事を含む）へ搬出する。また、地方建設副産物対策連絡協議会（通称）等で調整済みの場合は、その調整結果を優先することとする。なお、他の建設工事との受入時期及び土質等の調整が困難である場合は、別の処分場に搬出することを妨げない。

### ( 2 ) 再生資材等の利用

#### 1 ) 再生骨材等の利用

工事現場から40キロメートルの範囲内に再資源化施設がある場合、工事目的物に要求される品質等を考慮したうえで、原則として、再生資材を利用する。

#### 2 ) 再生加熱アスファルト混合物の利用

工事現場から40キロメートル及び運搬時間1.5時間の範囲内に再生加熱アスファルト混合物を製造する再資源化施設がある場合、工事目的物に要求される品質等を考慮したうえで、原則として、再生加熱アスファルト混合物を利用する。

### 3) 建設発生土の利用

工事現場から50キロメートルの範囲内に建設発生土を搬出する他の建設工事（民間建設工事を含む）がある場合、受入時期、土質等を考慮したうえで、原則として、建設発生土を利用する。また、建設副産物対策連絡協議会（通称）等で調整済みの場合はその調整結果を優先することとする。